校区公民館・自治公民館の耐震化を促進します

〈大分市役所 市民協働推進課〉 〈大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金〉

- 《概 要》 ——

平成28年4月の熊本地震では多くの家屋が倒壊し甚大な被害が発生しました。大分市では大地震が発生した際、地域のみなさんが普段から使い慣れている校区公民館・自治公民館に安心していち早く避難できるよう、公民館の耐震化支援事業に関する補助制度を平成28年度から令和2年度まで大幅に拡充していました。

令和2年4月1日より、耐震化支援事業の拡充措置をさらに<u>5年間延長(令和7年度まで)し、建築年に関わらず、耐震性がないと判断された公民館も補助の対象となるよ</u>う改正しました。

《補助制度(耐震化支援事業)》

● 自治公民館

項目	補助率	補助限度額	補助対象期間	補助対象となる施設
新築・改築	5分の4	2,000万円	<u>令和7年度</u> <u>まで</u>	①昭和56年5月31日以前に 着工された公民館 または、 ②耐震診断を受け、耐震性 がないものと判断された 公民館
耐震診断	5分の4	200万円	<u>令和7年度</u> まで	認定のある 全ての自治公民館
耐震改修工事	5分の4	800万円		耐震診断を受け、耐震性 がないものと判断された 公民館

● 校区公民館

項目	補助率	補助限度額	補助対象期間	補助対象となる建物
新築・改築	5分の4	4,500万円	<u>令和7年度</u> <u>まで</u>	①昭和56年5月31日以前に 着工された公民館 または、 ②耐震診断を受け、耐震性 がないものと判断された 公民館
耐震診断	5分の4	240万円	<u>令和7年度</u> <u>まで</u>	認定のある 全ての校区公民館
耐震改修工事	5分の4	1,200万円		耐震診断を受け、耐震性 がないものと判断された 公民館

≪補助制度ご利用にあたっての注意事項≫

◎耐震診断

耐震診断は公民館の構造(木造・鉄筋コンクリート造など)によって、実施できる方の資格が異なりますので、詳しくは専門の業者にお問い合わせください。

◎耐震改修工事

耐震改修工事の補助を受けるためには、事前に耐震診断を受け、その結果をもとに「耐震改修計画」を作成し、耐震診断と耐震改修計画に基づいて補強工事を行えば耐震性が確保されるということを「耐震判定委員会」に認定してもらう必要があります。



◎建替え(改築)

耐震性が確保されていない公民館を建て替える場合に、耐震化支援事業の補助を受けることができます。(耐震性のある公民館の建替えは従来通りの補助となります。)

建設予定の前年度5月末までに要望書の提出が必要となります。 ※昭和56年5月31日以前に着工された公民館は、耐震性がないものとして 取り扱います。

◎新築

これまで公民館が無かった自治会等が新たに公民館を建設する場合は、拡充した補助制度を受けることができます。

建設予定の前年度5月末までに要望書の提出が必要となります。

校区公民館・自治公民館の耐震化、新築、建替えをご検討の際は、詳しくご説明いたしますので、ご連絡ください。

【お問い合わせ先】 大分市役所 市民部 市民協働推進課 自治担当班 097-537-5612